

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成28年1月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	(H27年度額)	契約方式	しゅん工又は納入期限	施工又は納入場所	相手方住所氏名	備考
		円	円					
群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,631,480	287,480	随契	H28.1.1～ H29.12.31	-	東京都千代田区九段南4丁目2-16 株式会社LOP	
静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,365,680	294,680	随契	H28.1.1～ H29.12.31	-	静岡県磐田市鎌田1944-1 有限会社ミサキ	
香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,497,300	363,300	随契	H28.1.1～ H29.12.31	-	個人名のため公表しない	
兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,724,400	296,400	随契	H28.1.1～ H29.12.31	-	東京都台東区谷中3-24-4-305 パテネット株式会社	
三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,240,656	195,906	随契	H28.1.1～ H29.12.31	-	東京都港区港南2丁目16番1号 大東建物管理株式会社	
熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.4	1,385,236	209,236	随契	H28.1.4～ H30.1.3	-	熊本県熊本市中央区辛島町55-2 Bear・fruit 合同会社	
鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.4	1,160,171	257,171	随契	H28.1.4～ H30.1.3	-	個人名のため公表しない	
奈良地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.4	1,665,132	258,132	随契	H28.1.4～ H30.1.3	-	大阪府大阪市西区西本町1-10-22 株式会社セブンエステート	
熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.4	1,634,157	279,657	随契	H28.1.4～ H30.1.3	-	個人名のため公表しない	
本部借上宿舍賃貸借契約	H28.1.5	1,755,968	243,968	随契	H28.1.5～ H30.1.4	-	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サン シャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.5	1,706,066	236,066	随契	H28.1.5～ H30.1.4	-	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サン シャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
鳥取地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.5	1,522,788	325,788	随契	H28.1.5～ H30.1.4	-	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目1- 33 東建本社丸の内ビル 東建ビル管理株式会社	
茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.6	1,518,532	279,532	随契	H28.1.6～ H30.1.5	-	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目1- 33 東建本社丸の内ビル 東建ビル管理株式会社	
合 計		19,807,566	3,527,316					

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
- (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
  - (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
  - (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
- 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
- (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
  - (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

## 契 約 一 覧 表(随意契約)

○契約事務取扱細則

(随意契約によることができる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)～(6)省略

2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 外国で契約をする場合
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
- (3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
- (4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの